

指宿広域市町村圏組合情報公開条例施行規則

(平成28年指宿広域市町村圏組合規則第3号)

改正 令和2年指宿広域市町村圏組合規則第1号

令和3年指宿広域市町村圏組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合情報公開条例（平成28年指宿広域市町村圏組合条例第2号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、公文書（条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書（第1号様式）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第3条 条例第11条の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 開示請求に係る公文書を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（第2号様式）
- (2) 開示請求に係る公文書を一部開示する旨の決定 公文書一部開示決定通知書（第3号様式）
- (3) 開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書不開示等決定通知書（第4号様式）

(決定期限の延長等の通知)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書開示等決定期限延長通知書（第5号様式）によるものとする。

2 条例第12条第3項の規定による通知は、大量の公文書開示請求に係る開示等決定期限延長通知書（第6号様式）によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会を付与する場合の通知)

第5条 条例第13条第1項の規定による通知は、公文書開示請求に係る意見書提出通知書（第7号様式）に公文書開示決定等に関する意見書（第8号様式）を

添えてするものとする。

- 2 条例第13条第2項の規定による通知は、第三者情報の開示に対する意見書提出通知書（第9号様式）に公文書開示決定等に関する意見書（第8号様式）を添えてするものとする。

（第三者情報を開示する場合の通知）

- 第6条 条例第13条第3項後段（第19条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、公文書開示請求に係る第三者情報開示決定通知書（第10号様式）によるものとする。

（開示の実施等）

- 第7条 公文書の開示（条例第2条第3号に規定する公文書の開示をいう。以下同じ。）の実施の方法は、次の各号に掲げる公文書の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 文書又は図画 当該文書若しくは図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 当該記録の視聴又は当該記録を文書若しくは図画として出力したものの閲覧又は写しの交付その他管理者が別に定める方法

- 2 実施機関（条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、条例第14条第1項に規定する開示の日時及び場所を指定したときは、公文書開示実施通知書（第11号様式）により通知する。

- 3 条例第14条第3項に規定する申出は、公文書写し交付申請書（第12号様式）によるものとする。

- 4 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に扱うものとし、これを汚損し、破損し、又は改ざんしてはならない。

- 5 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対して、公文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

（写しの交付に必要な費用等）

- 第8条 条例第16条第2項に規定する公文書の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を複製したものを含む。以下同じ。）の交付に必要な費用は、次のとおりとする。

(1) 白黒1枚につき10円

(2) カラー1枚につき50円

2 公文書の写しの交付は、原則として日本産業規格A列3番以下の用紙によるものとする。

3 公文書の写しの交付を受ける者が、公文書の写しを送付により求めるときは、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

(情報公開審査会へ諮問した旨の通知)

第9条 条例第18条第3項の規定による通知は、公文書開示決定等に対する審査請求に係る情報公開審査会への諮問通知書(第13号様式)によるものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第28条及び第31条に規定する公表は、指宿広域市町村圏組合の事務所前の掲示その他の方法により行うものとする。

(庶務)

第11条 指宿広域市町村圏組合情報公開審査会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月26日指宿広域市町村圏組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月15日指宿広域市町村圏組合規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の指宿広域市町村圏組合情報公開条例施行規則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に受理した指宿広域市町村圏組合情報公開条例(平成28年指宿広域市町村圏組合条例第2号)第6条の規定による開示請求(以下「開示請求」という。)に係る費用について適用し、同日前までに受理した開示請求に係る改正前の指宿広域市町村圏組合情報公開条例施行規則第8条の規定による手数料の減免については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条関係）

	年 月 日
様	
	申請者 住 所
	氏 名
	電話（ ） ー
	法人その他の団体にあつては、
	所在地，名称及び代表者の氏名
公 文 書 開 示 請 求 書	
<p>指宿広域市町村圏組合情報公開条例第6条の規定により，次のとおり請求します。</p> <p>なお，公文書の開示を受けた場合は，同条例第4条の規定に基づき，その情報を適正に使用します。</p>	
請求方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送等）
請求に係る公文書の名称	
請求の内容 (できるだけ具体的に書いてください。)	
<p>注 <input type="checkbox"/> 欄にレ印をつけてください。</p>	

主 管 部 署	事務局 係
---------	----------------------------

第2号様式（第3条関係）

	第 号
	年 月 日
様	
	実施機関 国
公文書開示決定通知書	
<p>年 月 日に請求されました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定しましたので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>	
請求に係る 公文書の名称	
請求の内容	
開示の区分	全部開示
主管部署	事務局 係

第3号様式（第3条関係）

	第 号
	年 月 日
様	
実施機関	印
公文書一部開示決定通知書	
<p>年 月 日に請求されました公文書の開示については、次のとおり開示することに決定しましたので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>	
請求に係る 公文書の名称	
請求の内容	
開示の区分	一部開示
一部開示の理由	
主管部署	事務局 係
<p>注 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、</p> <p style="padding-left: 40px;">に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	

第4号様式（第3条関係）

	第 号 年 月 日
様	実施機関 印
公文書不開示等決定通知書	
年 月 日に請求されました公文書の開示については、次のとおり取り扱うことに決定しましたので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。	
請求に係る 公文書の名称	
請求の内容	
決定の区分	不開示 応答拒否 不存在
決定の理由	
主管部署	事務局 係

注 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、

に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第4条関係）

	第 号
	年 月 日
様	
実施機関	印
公文書開示等決定期限延長通知書	
<p>年 月 日に請求されました公文書の開示については，次のとおり開示の可否の決定期限を延長しましたので，指宿広域市町村圏組合情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。</p>	
請求に係る 公文書の名称	
請求の内容	
決定期限 延長の理由	
延長後の開示 決定等期限	年 月 日
主管部署	事務局 係

第6号様式（第4条関係）

第 号 年 月 日	
様	
実施機関 印	
<p>大量の公文書開示請求に係る開示等決定期限延長通知書</p> <p>年 月 日に請求されました公文書の開示については、所定の期間内にそのすべてについて開示・不開示の決定が困難なため、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第12条第3項の規定に基づき次のとおり取り扱うことに決定しましたので通知します。</p> <p>なお、今回開示・不開示の決定期限を延長した部分については、改めて下記期限までに決定を行い、速やかに通知しますので御了承ください。</p>	
請求に係る公文書の名称及び請求の内容	
指宿広域市町村圏組合情報公開条例第12条第1項の規定による開示決定等をする期限	年 月 日
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	年 月 日
上記の期間内に開示決定等をする部分	
指宿広域市町村圏組合情報公開条例第12条第3項の規定による開示決定等をする期限を延長する理由	
残りの公文書について開示決定等をする期限	
主 管 部 署	事務局 係

第7号様式（第5条関係）

	第 号
	年 月 日
様	
実施機関	印
公文書開示請求に係る意見書提出通知書	
<p>年 月 日に請求された次の公文書の開示請求については、次のとおりあなたに関する情報が記録されていますので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第13条第1項の規定により通知します。</p> <p>なお、開示決定等について意見がありましたら、年 月 日までに次の主管部署に別添の公文書開示決定等に関する意見書を提出してください。</p>	
請求に係る 公文書の名称	
請求の内容	
あなたに関する 情報の内容	
主管部署	事務局 係
<p>注 指定した期日までに意見書の提出がない場合は、開示に同意したものとみなしますので、御了承ください。</p>	

第8号様式（第5条関係）

	年 月 日
様	
申請者 住 所	
氏 名	
電話（ ） -	
法人その他の団体にあつては、	
所在地，名称及び代表者の氏名	
公文書開示決定等に関する意見書	
年 月 日付け指広第 号 で通知のありましたことについて，次のとおり	
意見書を提出します。	
請求に係る公文書の名称又は請求の内容	
公文書の開示等に対する意見	<p>1 公文書の開示については支障がない。</p> <p>2 公文書の開示については支障がある。</p> <p>(理由)</p>
<p>注 1 「公文書の開示等に関する意見」欄は，該当する番号を○印で囲んでください。</p> <p>2 「公文書の開示については支障がある」を○印で囲んだ場合には，その具体的理由を記入してください。</p>	

第 号
年 月 日

様

実施機関 印

第三者情報の開示に対する意見書提出通知書

年 月 日に提出された次の公文書の開示請求については、あなたに関する情報が掲載されていますが、次の理由により開示したいので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第13条第2項の規定により通知します。

なお、このことについて意見がありましたら、年 月 日までに次の主管部署に別添の公文書開示決定等に関する意見書を提出してください。

請求に係る 公文書の名称	
請求の内容	
あなたに関する 情報の内容	
開示しようとする理由	<input type="checkbox"/> 指宿広域市町村圏組合情報公開条例第7条第1号イ <input type="checkbox"/> 指宿広域市町村圏組合情報公開条例第7条第2号ただし書 <input type="checkbox"/> 指宿広域市町村圏組合情報公開条例第9条 の規定により、
主管部署	事務局 係

注 指定した期日までに意見書の提出がない場合は、開示に同意したものとみなしますので、御了承ください。

	第 号
	年 月 日
様	
実施機関	印
公文書開示請求に係る第三者情報開示決定通知書	
<p>年 月 日に提出された次の公文書の開示請求に係るあなたに関する情報については、次のとおり開示することに決定しましたので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第13条第3項の規定により通知します。</p>	
請求に係る 公文書の名称	
請求の内容	
あなたに関する 情報の内容	
開示することに 決定した理由	
開示の実施日	年 月 日
主管部署	事務局 係

注 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができますが、上記の「開示の実施日」までに に対して審査請求に併せて執行停止の申立てがない場合は、あなた（貴 ）に関する情報を開示することになりますので御了承ください。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

	第 号
	年 月 日
様	
実施機関	印
公文書開示実施通知書	
<p>年 月 日付けで（全部・一部）の開示決定をした次の公文書については、次の要領により開示を実施しますので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。</p>	
決定通知番号	指広第 号
開示を決定した公文書の名称	
公文書の内容	
開示の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付（郵送等 要・不要）
開示の実施日時・場所	日時： 年 月 日（午前・午後） 時 分から 場所：
主管部署	事務局 係 電話番号

注 1 指定された開示の日時に都合の悪い場合は、あらかじめその旨を主管部署までご連絡ください。

2 公文書の開示を受けるときは、以前送付した公文書開示決定通知書又は公文書一部開示決定通知書及びこの通知書をご持参ください。

3 公文書の開示を受けるときに、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第16条の手数料等が必要になります。

4 公文書の開示を受けた日から30日以内に限り、写しの交付を受けた以外の部分の写しの交付を求めることができます。

第12号様式（第7条関係）

年 月 日										
様										
申請者 住 所										
氏 名										
電話（ ） ー										
法人その他の団体にあつては、										
所在地，名称及び代表者の氏名										
公文書写し交付申請書										
年 月 日付け指広第 号 で（開示・一部開示）決定のあつた公文書につ										
いて，次のとおり更なる写しの交付を申請します。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">最初が開示を受けた日</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">方 法</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">写しの交付を希望する日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">写しの交付（郵送等 要・不要）</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>	最初が開示を受けた日	方 法	写しの交付を希望する日	年 月 日	写しの交付（郵送等 要・不要）	年 月 日				
最初が開示を受けた日	方 法	写しの交付を希望する日								
年 月 日	写しの交付（郵送等 要・不要）	年 月 日								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">公文書の名称</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">写しの枚数</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">枚</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">枚</td> </tr> </table>	公文書の名称	写しの枚数		枚		枚		枚		枚
公文書の名称	写しの枚数									
	枚									
	枚									
	枚									
	枚									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">主 管 部 署</td> <td style="padding: 5px;">事務局 係</td> </tr> </table>	主 管 部 署	事務局 係								
主 管 部 署	事務局 係									

第 号

年 月 日

様

実施機関 印

公文書開示決定等に対する審査請求に係る指宿広域市町村圏組合情報公開審査会
への諮問通知書

年 月 日に提出された次の公文書に係る開示決定等に対する審査請求については、次のとおり指宿広域市町村圏組合情報公開審査会に諮問しましたので、指宿広域市町村圏組合情報公開条例第18条の規定により通知します。

審査請求の 件 名	
審査請求の 内 容	
指宿広域市町村 圏組合情報公開 審査会へ諮問 した年月日	年 月 日

注 審査請求人は、審査会に対し、次のことをすることができます。

- (1) 審査会での口頭による意見陳述を求めること（口頭で意見を述べる場合、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。）。
- (2) 審査会に意見書又は資料を提出すること。
- (3) 審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めること。